「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第2版)」に関する意見 (H23.9.15 提出)

日本行政書士会連合会

<意見A>

(該当箇所)

4頁-5頁(1)目的の改正

(意見内容)

改革方針が掲げる基本方針を受け、「公正性への配慮」を法の目的として明示することはもちろん、あわせて「簡易迅速な」救済を図ることを目的において明確にすべきである。

(理由)

そもそも行政不服申立制度の特徴は、行政事件訴訟法の定める司法分野における 救済手続とは別に、「公正さにも配慮した簡易迅速な」救済にこそ、その主たる 制度目的があると考えられるからである。

<意見B>

(該当箇所)

5頁-8頁(2) 審理官制度の創設

(意見内容)

審理官の任用において、行政書士を活用すべきである。

(理由)

外部人材の任用を図ることが原則とされるならば、行政に関する高度の専門的知識と十分な経験を有する行政書士を選択肢のひとつとして審理官として活用されるべきである。

<意見C>

(該当箇所)

14頁-15頁(3)審査請求人の補助体制の整備

(意見内容)

審査請求人の補助スタッフの人員として、行政書士を外部登用すべきである。 (理由)

行政書士は全国に隈なく存在する。元来、行政書士の役割は行政と国民のインターフェイスであるからである。

<意見D>

(該当箇所)

37 頁-39 頁 (9) 代理人制度の検討

(意見内容)

代理人の範囲をさらに拡大すること等についても検討するものとされていると ころであるが、不服申立ての代理権を行政書士に付与すべきである。

(理由)

本改正は行政不服申立て制度の見直しが国民にとって真に使い勝手の良い制度になることを求めている。行政機関に提出する許認可等の申請書類の作成・提出を行い申請内容を熟知する行政書士が、国民(依頼者)の意向に基づき、それらに関わる行政不服申立ても含め一貫して取り扱えることにより、先に取得した聴聞代理権と相まって、行政手続きの一連の流れを可能とすることにより、行政手続きのスペシャリストである行政書士が国民の救済手続きに寄与できるからである。そのためには、行政書士の代理権が必要となってくる。

<意見E>

(該当箇所)

39 頁-40 頁 Ⅲ地方における新たな仕組みの検討

(意見内容)

行政不服申立制度の審理を行う場として、各地の行政評価事務所の活用などの検 討が必要と考える。

(理由)

審理が中央省庁(東京)においてしか行えないのであれば、審査請求人の不都合は多大であるからである。(日行連が平成23年2月17日に提出した「行政救済制度検討チーム」ヒアリングに係る提出資料①と同旨。)